

番号	3①
項目	幼稚園での休憩時間を保障すること。
<p>(回答)</p> <p>休憩時間につきましては、「教職員勤務情報システム」において、必ず設定することとなっており、概ね、全ての教職員に対して、明示できているものと考えております。</p> <p>また、設定された休憩時間を変更する場合や、休憩時間が取得できなかった場合などについても、システムにおいて処理することとしており、万が一、休憩時間を取得できなかった場合は、管理職が把握できるようにしております。なお、教育委員会におきましても把握を行い、取得できなかった学校園へ、改善にむけ、聞き取りを行ってまいります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	3④
項目	<p>プール遊びの指導が、教職員の健康を破壊する要因になっている。労働条件の悪化につながらないように、条件整備を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>プール遊びの指導は、幼稚園教育においては重要な体験活動であると考えております。幼児期に水の心地よさを知り水に慣れ親しむことは、生涯にわたって、水泳に親しむとともに、自らの身を水の危険から守ることもつながります。その際、プール遊びの指導における幼児の安全管理ならびに安全確保は欠くことができないことです。</p> <p>これに加え、教育委員会といたしましては、プール遊びの指導に携わる教職員の健康保持につきましても、重要な配慮事項であると認識しており、園長に対し、教職員の健康管理を行うとともに、教職員同士が連携を取り合い、プール遊びの指導ができるように指導をしています。教職員の勤務体制については、その日の状況や園の実態に応じて教職員が連携をとりながら複数の教員で指導する、役割を分担しながら交代で指導するなど、一人の教員に過重な負担がかかることのないよう、指示をしております。また、年々猛暑が続く、高温の日が多くなっていることから、教職員間においても声を掛け合う、体を冷やし水分を多めに取るなど、教職員間で健康状態を確認し合う、体温調整に十分気をつける等、健康管理に一層注意を払うよう、注意喚起も行っております。</p> <p>今後も、教職員が健康で意欲をもってプール遊びの指導ができるよう、労働条件の確保について、継続して指導してまいります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 指導部 初等教育担当

番号	3⑤
項目	<p>プールに浄化設備がない幼稚園は、毎日、水を入れ替えなければならない。プール遊びを実施するためには、毎朝早朝勤務し、プール掃除と水の入替えを行わなければならない、労働過重となってしまうので、改善すること。プール掃除のため早朝出勤する場合には<u>勤務時間変更等の対応をとるよう、管理職に働きかけること。</u></p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>平成 27 年 3 月に、勤務時間の割振り変更の取り扱いについて各学校園に通知し、学校運営上必要がある場合には、園長は、始業の時間を前にずらすことができるとしております。プール指導の準備に際して、定刻の始業時間より早く勤務する必要がある場合は、園長は、特定の教員の過重にならないよう、又、ずらした終業時刻が守られるように配慮しながら、勤務時間の割振り変更を行うことが可能となっております。</p> <p>なお、割振りの変更については、職員個人ごとの勤怠管理が複雑化しないよう 15 分単位で割振りの変更を行うこととしておりましたが、教職員勤務情報システムにより、職員ごとの出勤時間及び退勤時間を正確に把握することが可能となっていることから、公務運営に支障のない範囲内で 15 分単位に拘らない割振りの変更を行えることを平成 30 年 4 月より勤務条件制度の手引きに明記しております。</p> <p>勤務時間割振り変更の制度につきましては、B e e ネットポータル及びSK I Pポータル上の「勤務条件制度の手引き」にも掲載しておりますが、引き続き周知に努めてまいります。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	3⑨
項目	<p><u>幼稚園教職員の勤務労働条件を、管理職が責任を持って説明すること。</u>  休憩時間の取得や退勤時刻を守る事等について教職員に働きかけるようにし、特に育児短時間をしている職員には、退勤打刻を守るよう、職務の軽減等の措置をとるよう働きかけること。</p>
<p>(回答) (下線部のみ回答)</p> <p>教職員の勤務労働条件については、B e e ネットポータル及びS K I Pポータル上の「勤務条件制度の手引き」に掲載しております。</p> <p>今後とも、校園長等に対し、教職員に向けて周知徹底するように適宜指導してまいりたいと考えております。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	3⑩
項目	義務教育等教員特別手当を幼稚園教員にも全額支給すること。
	(回答) ご要求の件につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当

番号	3 ⑬
項目	幼稚園の再任用教員の短時間勤務制度を認めること。
<p>(回答)</p> <p>教職員が定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、平成 25 年度から、現行の再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってまいりました。再任用勤務者の勤務時間は、フルタイム勤務での任用を基本としつつ、教職員の個別事情に応じて短時間勤務も制度上可能となっております。</p> <p>しかしながら、幼稚園においては学級数・職員数が小中学校と比較して非常に小規模であり、支援担当講師を除く全ての教員が恒常的に担任業務に従事している状況があることから、再任用教諭の勤務時間はフルタイム勤務を基本としているところです。</p>	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当